

平成18年6月期 第二級海上特殊無線技士 試験問題

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問 }

法 規

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 総務省令で定める場合を除き、免許人が変更検査を受ける場合は、次のどれか。

1. 許可を受けて無線設備の変更の工事をしたとき。
2. 電波の型式又は周波数の指定の変更を受けたとき。
3. 臨時に電波の発射の停止を命じられたとき。
4. 期間を定めて周波数又は空中線電力を制限されたとき。

[2] 次の記述は、電波の質に関する電波法の規定であるが、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び 、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。」

1. 変調度
2. 総合周波数特性
3. 信号対雑音比
4. 幅

[3] 第二級海上特殊無線技士の資格を有する者が、1,606.5キロヘルツから4,000キロヘルツまでの周波数の電波を使用する船舶局の無線電話で国内通信のための通信操作を行うことができるのは、空中線電力何ワットまでか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 5ワット
2. 10ワット
3. 30ワット
4. 50ワット

[4] 無線従事者の免許を取り消されることがある場合は、次のどれか。

1. 引き続き5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
2. 日本の国籍を失ったとき。
3. 電波法に違反したとき。
4. 免許証を失ったとき。

[5] 船舶局が遭難通信を行ったとき、電波法の規定により免許人がとらなければならない措置は、次のどれか。

1. 総務大臣に届け出るとともに無線検査簿に記載する。
2. 総務省令で定める手続により総務大臣に報告する。
3. 遅滞なく国土交通大臣に報告する。
4. 速やかに所属海岸局長に通知する。

[6] 無線局の免許人又は登録人は、無線従事者又は主任無線従事者を選任又は解任したときは、電波法の規定によりどの手続をとらなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 10日以内にその旨を報告する。
2. 2週間以内にその旨を報告する。
3. 1箇月以内にその旨を届け出る。
4. 遅滞なくその旨を届け出る。

法 規

〔7〕 次の記述は、秘密の保護に関する電波法の規定であるが、□□ 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその□□ を漏らし、又はこれを窃用してはならない。」

1. 情報
2. 通信事項
3. 相手方及び記録
4. 存在若しくは内容

〔8〕 電波法の規定により無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないのは、次のどの場合か。

1. 工事設計書に記載された空中線を使用できないとき。
2. 他の無線局の通信に混信を与えるおそれがあるとき。
3. 無線設備の機器の取替え又は増設の際に運用するとき。
4. 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。

〔9〕 船舶局の無線電話による遭難呼出しは、どの事項を順次送信して行うか、正しいものを次のうちから選べ。

1. (1) メーデー (又は「遭難」) 2回
(2) こちらは 1回
(3) 遭難船舶局の呼出名称 2回
2. (1) メーデー (又は「遭難」) 3回
(2) 遭難通信宰領局の呼出名称 3回
(3) こちらは 1回
(4) 遭難船舶局の呼出名称 1回
3. (1) メーデー (又は「遭難」) 3回
(2) こちらは 1回
(3) 遭難船舶局の呼出名称 3回
4. (1) メーデー (又は「遭難」) 3回
(2) こちらは 1回
(3) 遭難船舶局の呼出名称 1回

〔10〕 緊急通信は、どの場合に行うことができるか、電波法の規定に照らし正しいものを次のうちから選べ。

1. 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合
2. 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災等が発生した場合
3. 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な通信
4. 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合

〔11〕 無線電話通信において、応答に際して直ちに通報を受信しようとするとき、応答事項の次に送信する略語は、次のどれか。

1. 送信してください
2. どうぞ
3. 了解
4. OK

〔12〕 無線局が相手局を呼び出そうとするときは、遭難通信等を行う場合を除き、一定の周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならないが、この場合において聴守しなければならない周波数は、次のどれか。

1. 自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数
2. 自局に指定されているすべての周波数
3. 他の既に行われている通信に使用されている周波数であって、最も感度の良いもの
4. 自局の付近にある無線局において使用する電波の周波数